

徳島県人事委員会告示第4号

徳島県人事委員会公印規程（平成2年徳島県人事委員会訓令6）第5条第1項の規定により、令和8年3月31日限り、次の委員長印を廃棄した。

令和8年4月10日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千 代 子

委員長印

